

令和7年11月定例会

厚生委員会資料
(子ども未来部)

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第24条 (略) (虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設 <u>(幼保連携型認定こども園および幼稚園を除く。第3号において同じ。)</u> の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設 <u>(幼保連携型認定こども園又は幼稚園に限る。)</u> の職員は、教育・保育給付認定子どもに<u>対し、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号、第2号および第4号に掲げる行為</u> (2) <u>教育・保育給付認定子どもの心身に重大な危険が生じ、又は生じるおそれのある場合において、業務上必要な注意を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないこと。</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をすること。</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第24条 (略) (虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>以下 (略)</p>

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>第1条～第6条 (略) <u>(虐待等の禁止)</u></p> <p>第6条の2 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) <u>園児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</u> (2) <u>園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。</u> (3) <u>園児の心身に重大な危険が生じ、又は生じるおそれのある場合において、業務上必要な注意を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないこと。</u> (4) <u>園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、園児の心身に有害な影響を与える行為をすること。</u></p>	<p>第1条～第6条 (略)</p>
<p>第7条～第22条 (略)</p>	<p>第7条～第22条 (略) <u>(虐待等の禁止)</u></p>

<p><u>第23条</u> (略)</p> <p><u>第24条</u> (略)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p> <p><u>第26条</u> (略)</p> <p><u>第27条</u> (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p><u>第23条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>園児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。</u></p> <p>(2) <u>園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。</u></p> <p>(3) <u>園児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の園児による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の幼保連携型認定こども園の職員としての養育又は業務を著しく怠ること。</u></p> <p>(4) <u>園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、園児の心身に有害な影響を与える行為をすること。</u></p> <p><u>第24条</u> (略)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p> <p><u>第26条</u> (略)</p> <p><u>第27条</u> (略)</p> <p><u>第28条</u> (略)</p> <p>別表 (略)</p>
--	--

秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
<p>第1条～第7条 (略) (教育および保育等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2および3 (略)</p> <p>4 認定こども園（幼稚園型認定こども園を除く。以下この項において同じ。）の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>5 幼稚園型認定こども園の職員は、当該幼稚園型認定こども園の子どもに対し、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 前項第1号、第2号および第4号に掲げる行為</p> <p>(2) 子どもの心身に重大な危険が生じ、又は生じるおそれのある場合において、業務上必要な注意を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないこと。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの心身に有害な影響を与える行為をすること。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条～第7条 (略) (教育および保育等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2および3 (略)</p> <p>4 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>以下 (略)</p>

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行				
目次 (略) 第1条～第17条 (略) (利用乳幼児および職員の健康診断) 第18条 (略)	目次 (略) 第1条～第17条 (略) (利用乳幼児および職員の健康診断) 第18条 (略)				
<u>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u>	<u>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u>				
<table border="1"><tr><td>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr><tr><td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table>	児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	
児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				
3 および4 (略) 以下 (略)	3 および4 (略) 以下 (略)				

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
目次 (略) 第1条～第32条 (略) (健康管理) 第33条 (略)	目次 (略) 第1条～第32条 (略) (健康管理) 第33条 (略)
2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に <u>掲げる健康診断又は健康診査</u> <u>(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)</u> (以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、 <u>当該健康診断等</u> がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる <u>健康診断等の結果</u> を把握しなければならない。	2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に <u>掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が</u> それぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる <u>健康診断の結果</u> を把握しなければならない。
(略) 障害児が通学する学校における健康診断 乳児又は幼児に対する健康診査	(略) 障害児が通学する学校における健康診断 通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
3 (略) 以下 (略)	3 (略) 以下 (略)

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正 案	現 行
目次 (略)	目次 (略)
第1条～第15条 (略) (入所者および職員の健康診断)	第1条～第15条 (略) (入所者および職員の健康診断)
第16条 (略)	第16条 (略)
2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、別表第1の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診査の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診査の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。	2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、別表第1の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診査の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診査の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。
3 および4 (略)	3 および4 (略)
第16条の2～第26条 (略) (母子生活支援施設の長の資格等)	第16条の2～第26条 (略) (母子生活支援施設の長の資格等)
第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)および(2) (略) (2)の2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者 (3) (略) (4) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する社会福祉施設の長の資格を認定するための講習会の課程を修了したもの ア～ウ (略)	第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)および(2) (略) (3) (略) (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する社会福祉施設の長の資格を認定するための講習会の課程を修了したもの ア～ウ (略)
2 (略) (母子支援員の資格)	2 (略) (母子支援員の資格)
第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)～(4) (略) (4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者	第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 (1)～(4) (略)

(5) (略)

第29条～第42条 (略)

別表第1 健康診断の取扱い（第16条関係）

左 欄	右 欄
(略)	
乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

別表第2 (略)

(5) (略)

第29条～第42条 (略)

別表第1 健康診断の取扱い（第16条関係）

左 欄	右 欄
(略)	

別表第2 (略)

厚生委員会資料
令和7年12月16日
子ども福祉課

秋田市児童館条例の一部を改正する件について

1 改正の内容

- 本市の児童館、児童センターは、放課後の児童の安全・安心な居場所として各小学校の近隣に設置し運営している。
- 土崎児童館は、令和8年4月から土崎南小学校との統合によって閉校となる土崎小学校の学区内にあり、本市の児童館の設置は1小学校区1児童館を基本としていることから、同館を廃止する。
- 統合後は、土崎南小学校の校舎を「土崎小学校」として使用することから、学校に隣接している土崎南児童センターを「土崎児童センター」と名称変更して使用する。
- 本件については、土崎小、土崎南小学校統合準備委員会を通じて説明しており、地域からの理解は得られている。また、11月上旬に土崎小学校の児童、保護者および施設利用者へお知らせを配布した。

2 土崎児童館の概要

- (1) 所在地 土崎港中央三丁目7番11号
- (2) 建築年度 昭和55年建築(築45年)木造平屋建(旧耐震)
- (3) 敷地面積 727.99m²
- (4) 延床面積 345.46m²
- (5) 児童数 土崎小学校 151人(令和7年5月1日現在)

3 利用状況

(単位:人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
平日利用者(平均)	23	18	18	16
土曜利用者(平均)	2	1	1	1

※令和7年度は11月末までの実績

4 今後の予定

- 令和7年12月 条例改正
- 令和8年2月 広報あきたへ掲載
- 3月末 閉館

5 位置図



秋田市児童館条例新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第6条 (略) 別表（第2条関係）	第1条～第6条 (略) 別表（第2条関係）
名 称 位 置 (略)	名 称 位 置 (略)
秋田市土崎児童センター 秋田市土崎港東一丁目6番39号 (略)	秋田市土崎港中央三丁目7番11号 (略)
秋田市土崎南児童センター 秋田市土崎港東一丁目6番39号 (略)	秋田市土崎港東一丁目6番39号 (略)

(仮称) 秋田市こども計画の原案について

1 概要

(仮称) 秋田市こども計画（以下「こども計画」という。）は、こども大綱および秋田県こども計画を勘案して策定するものであり、本市のこどもや若者の施策およびこどもの貧困対策を総合的に推進しようとするもの。

計画期間は、令和8年度から令和11年度までとする。

(1) 基本理念

本市の目指すべき姿として、こども大綱を踏まえ次のとおり設定する。

すべてのこども・若者が、
夢に向かって健やかに成長できる、
心豊かで希望に満ちたまち

(2) 基本目標と基本施策

基本理念の実現に向け、施策分野ごとに4つの基本目標と13の基本施策を設定する。

○基本目標1 未来世代の参画と挑戦を支える環境づくりの推進

- 基本施策1-1 こどもの権利の尊重と主体的参画の推進
- 基本施策1-2 こどもの視点に立った居場所づくり
- 基本施策1-3 シビックプライドの醸成と地元でチャレンジできる機会づくり

○基本目標2 ライフステージに応じた支援の充実

- 基本施策2-1 (ライフステージⅠ) 生まれる前から幼児期までのこどもへの支援
- 基本施策2-2 (ライフステージⅡ) 学童期・思春期におけるこども・若者への支援
- 基本施策2-3 (ライフステージⅢ) 青年期の若者への支援

○基本目標3 様々な状況にあるこども・若者が健やかに成長できる支援の充実

- 基本施策3-1 こどもの貧困の解消に向けた対策
- 基本施策3-2 障がい児等への支援の充実
- 基本施策3-3 児童虐待防止対策の充実

○基本目標4 子育て当事者が安心して子育てできる環境づくりの推進

- 基本施策4-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 基本施策4-2 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 基本施策4-3 地域における子育て支援の充実
- 基本施策4-4 仕事と子育ての両立支援

2 こども計画の主なポイント

(1) 新たな施策の展開

新たな施策を推進する目標として、「基本目標1 未来世代の参画と挑戦を支える環境づくりの推進」を掲げ、施策の方向性を示した。

- ・こどもが権利の主体であることの理解の促進
- ・意見表明の機会の充実とこども・若者主体の取組の推進
- ・子どもの視点に立った居場所づくりなど

(2) 既存施策の見直し

こども計画に引き継ぐ「第4次秋田市子ども・子育て未来プラン」および「第2期秋田市子どもの未来応援計画（子どもの貧困対策）」の各種施策について、こども大綱や各種調査結果等に基づく市民ニーズを踏まえた見直しを加え、施策の方向性を示した。

(3) こどもの意見（声）の記載

こども大綱における「こども・若者の社会参画・意見反映」に基づき、令和6年度に実施した「こども調査」によって聴取した実際のこどもの意見の一部を該当する施策ごとに記載した。

3 策定経過および今後のスケジュール（予定）

時 期	内 容	
令和7年	5月	第1回子ども・子育て会議（概要説明）
	6月	厚生委員会（概要説明）
	8月	第2回子ども・子育て会議（骨子案の審議）
	9月	厚生委員会（骨子案説明）
	11月	第3回子ども・子育て会議（原案の審議）
	12月	厚生委員会（原案説明） パブリックコメント、市民100人会 (12月17日から1月16日まで実施)
	2月	第4回子ども・子育て会議（最終案の審議）
令和8年	3月	厚生委員会（最終案報告） こども計画策定・公表

主な新規事項および見直し事項

【基本目標1】未来世代の参画と挑戦を支える環境づくりの推進

基本施策	施策	現状と課題		施策の方向性	
【基本施策1-1】 子どもの権利の尊重と 主体的参画の推進	【施策1-1-1】 子どもが権利の主体である ことの理解の促進	P32	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが権利の主体であることの市民への周知が必要であること。 ・家庭や地域と連携しながら子どもの権利を含めた道徳性を育む教育の促進を図る必要があること。 	P35	<ul style="list-style-type: none"> ○【新規】子どもが権利の主体であることの周知 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが権利の主体であることについて、秋田市子ども条例を尊重しながら、広報媒体を通じて市民に周知すること。
	【施策1-1-2】 意見表明の機会の充実とこ ども・若者主体の取組の推 進		<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者にとって、自らの意見が十分に聽かれ、その声が生活や社会に何らかの影響を及ぼす経験を持つことは、自己肯定感や自己有用感を高め、社会の一員としての主体性を育むことにつながると考えられていること。 ・若い世代の意見を把握するための機会の確保や、多様な挑戦と希望の後押しなどを通じ、次代を担う若い世代が主体的にまちに関わりたいと思えるよう取り組むことが重要であること。 	P35 P38	<ul style="list-style-type: none"> ○【新規】人権教育の推進と家庭や地域との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域と連携した取組を一層推進し、道徳教育と関連付けた地域での体験活動や地域人材の活用の充実を図ること。など ○【新規】意見表明機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや若者、子育て当事者が、安心して意見を述べることができる機会をつくるとともに、その意見を尊重し、子ども施策などの市の施策への反映を検討すること。 ・大学生等を対象としたアンケートやワークショップなどを通じ、若い世代の意識を把握しながら、若者を応援する施策の企画・立案に生かすこと。など ○【新規】子ども・若者主体の取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・大学生等の多様な挑戦を後押しするとともに、大学生等が主体的にまちに関わることができるような環境づくりに取り組むこと。
【基本施策1-2】 子どもの視点に立った 居場所づくり	【施策1-2-1】 子どもの視点に立った居場 所づくり	P40	<ul style="list-style-type: none"> ・国調査によると、安心できる場所を多く持っているほど自己肯定感やチャレンジ精神が高くなる傾向となっていること。 ・家庭や学校だけでなく、地域住民や民間団体、企業、行政が連携して子どもの居場所を増やすように支援することが必要なこと。 ・就学児童が放課後を安心して過ごし、多様な経験・活動を行うことができる居場所の充実が求められていること。 ・民間団体が運営するこども食堂は、地域とのつながりのある居場所となることが期待される重要な地域資源となっており、行政としてその取組を支援していく必要があること。 	P42	<ul style="list-style-type: none"> ○【新規】子どもの視点に立った多様な居場所づくり <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの意見を尊重しながら子どもの居場所づくりをすすめ、主体性や自己肯定感の育成に努めること。 ・民間団体が実施する「こども食堂」について安定的な運営ができるよう支援を検討すること。など ○放課後児童対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等の子どもの主体的な遊びと体験活動を提供する居場所として、児童館等の適切な維持管理を進めていくこと。など ○【新規】いじめ防止と不登校のこどもへの支援（後掲） <ul style="list-style-type: none"> ・いじめや不登校への対応については、子どもの心に寄り添った生徒指導の充実や、子どもたちの主体的な活動の推進に努めるとともに、校内指導体制を整え、組織的かつ迅速な対応を図ること。 ・不登校児童等の登校支援や、教室での学習が困難な状況にある児童の学びの場を確保するため、市立小学校の校内教育支援センターに、学習支援や生活支援、学級担任等との連絡調整等を行う支援員を配置すること。 ・柔軟な教育課程を編成し、特色ある教育活動を実施する「学びの多様化学校」を令和9年4月に開校すること。 ・民間フリースクールと定期的に情報共有するとともに、保護者を対象とする相談会において、各施設の活動内容等を紹介すること。など

基本施策	施策	現状と課題	施策の方向性
【基本施策1-3】 シビックプライドの醸成と地元でチャレンジできる機会づくり	【施策1-3-1】 多様な遊びや体験活動、食育の推進 P44	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験や遊びができる環境のもと成長できることが望まれること。 ・未来を担う一人ひとりの子どもの「遊び・学び・育ち」を総合的に支援していくことが大事であり、子どもがのびのびと遊ぶことができる機能を有する施設の重要性は一層高まっていること。 ・経済的な事情によりその機会に格差が生じないよう、多様な経験を育む教育クーポンのしくみづくりも望まれること。 ・こどもたちの望ましい勤労観、職業観等の生き方を学ぶ機会が必要であること。 	<p>P48</p> <p>○【新規】多様な遊びや体験活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの子どもの「遊び・学び・育ち」を総合的に支援する屋内児童遊戯施設の整備に向け具体的に検討を進めること。 ・意欲がありながら、経済的事情により十分な学びの機会がない子どもを対象に、学習塾などの学校外の教育サービスの活用を含む、多様な経験を育むためのしくみづくりを検討すること。 ・文化団体、教育機関等と連携を図り、次世代を担う児童・生徒が地域の文化や歴史を体験できる機会を創出すること。 ・学校における地域人材や企業等を活用した講話会や職場・施設見学、職場体験活動等を推進し、自己の生き方などについて理解を深める学習の充実を図ること。 など
	【施策1-3-2】 子どもと子育てを支援する生活環境の整備 P51	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅に関しては、子育て家庭が子どもの成長に合わせて子育てに適した良質な住宅の提供や移住・定住を望む子育て家庭が住宅を確保できる住環境づくりを支援していく必要があること。 	<p>P52</p> <p>○子どもと子育てを支援する生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭の居住環境の安定を図るなど、子育てを支援する生活環境の整備を推進すること。
	P53	<ul style="list-style-type: none"> ・まちへの愛着やシビックプライド（まちをより良くするために関わる当事者意識）は、将来にわたりこのまちに住み続けたいという思い、さらにはまちの持続的な発展につながるものであること。 ・次代を担う子ども・若者が、このまちで暮らして良かったと思えるよう、様々な体験や出会い、学びの機会の創出を通じて、一人ひとりが個性や能力を発揮でき、自分らしい生き方や可能性の追求、新しいことへの挑戦をためらわない環境をつくっていくことが重要であること。 	<p>P56</p> <p>○【新規】シビックプライドの醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シビックプライドの醸成を図るため、本市の若者が主体的にまちに関わり、地域資源を知り、発信することができるような取組を検討すること。 ・郷土の伝統や文化等について学ぶ機会の充実に努め、学校や地域の特色を生かした取組を推進すること。
	【施策1-3-3】 子ども・若者が活躍できる機会づくり P53	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル化に対応した教育の推進が必要なこと。 ・日本語指導が必要な児童生徒など児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実が必要なこと。 ・家庭・学校・職場など様々な場において、男女共生意識の醸成を図るとともに、性別（ジェンダー）による社会的偏見や差別をなくし、誰もが自分らしく暮らすことができるよう理解促進を図る必要があること。 	<p>P56</p> <p>○国際的視野の育成と多様な背景を持つ子どもの支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グローバル社会に対応した英語力やコミュニケーション能力を高める指導の一層の充実に努めること。 ・日本語指導支援サポーターを派遣し、一人ひとりの子どもが抱える多様な背景を理解し、個に応じた支援の充実に努めること。 ・教職員が性の多様性や性に関する指導、相談体制、個に応じたきめ細かな対応などについて理解を図るための研修内容の充実に努めること。 ・家庭や学校など様々な場において、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消を図るとともに、ジェンダー平等社会の実現を図るために、研修や講座等を開催すること。LGBTQなど性の多様性について学びの機会を提供し、多様性を認めあう社会の実現に努めること。 など

【基本目標2】ライフステージに応じた支援の充実

基本施策	施策	現状と課題	施策の方向性
【基本施策2-1】 (ライフステージⅠ) 生まれる前から幼児期 までのこどもへの支援	【施策2-1-1】 妊娠前から妊娠期、出産、 幼児期までの切れ目ない保 健対策の充実	P59 <ul style="list-style-type: none">・不妊や予期せぬ妊娠を含めた妊娠・出産・子育てについての相談支援の充実に取り組むなど、支援を必要とする妊産婦等の早期把握に努め支援していく必要があること。・産後ケアを必要とする産婦が適時利用できるよう、今後も計画的に提供体制を整備する必要があること。・3歳児健診以降の幼児が不安なく就学時健診や学校生活を迎えるよう、5歳児健診の実施体制を整備することで、幼児期から学童期以降に向けての切れ目ない母子保健の提供に努める必要があること。	P60 <ul style="list-style-type: none">○妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実<ul style="list-style-type: none">・必要とする妊産婦が、個々のニーズに応じ適時利用できるよう相談支援の提供体制の整備に努めること。・幼児の発育・発達段階に応じた相談の機会を設け、安心して学童期を迎えるよう支援の充実に努めること。・健康に関する正しい知識の普及・啓発に努め、必要時に適切な支援につながるよう、相談体制の充実に努めること。など
	【施策2-1-2】 幼児期までのこどもの成長 への支援	P62 <ul style="list-style-type: none">・教育・保育施設と小学校との円滑な接続について支援に努めていく必要があること。	P66 <ul style="list-style-type: none">○幼児教育・保育の質の向上<ul style="list-style-type: none">・幼保小の教職員が協働して教育活動に取り組み、架け橋期の教育の充実を図るために、「架け橋プログラム」の作成や実施を推進し、学びや育ちのつながりを意識した連携体制のより一層の充実を図ること。など
【基本施策2-2】 (ライフステージⅡ) 学童期・思春期におけ るこども・若者への支 援	【施策2-2-1】 小児医療への支援と心身の 健康づくり	P68 <ul style="list-style-type: none">・こども・若者は悩みごとがあっても誰にも相談しない傾向がみられ、SOSを出せず問題をかかえ込みがちであることが課題となっていること。	P71 <ul style="list-style-type: none">○小児医療への支援と心身の健康づくり<ul style="list-style-type: none">・教育現場や関係機関と連携して教育相談体制の充実を図るとともに、児童生徒が心の危機に気づく力と相談する力を身につけ、学校やその後の社会で起こる問題に対して適切に対処できる力につながるようSOSの出し方教室を実施すること。・若者は、学業、結婚、子育て等多様な場面において、様々な課題を抱える世代であることから、民間団体や関係機関と連携し、相談しやすい環境づくりに努めること。・スクールカウンセラー等と連携し、児童生徒がSOSを出せるような支援のあり方や、児童生徒から出されたSOSの受け止め方について学ぶ機会を設定するなど、教職員研修の充実に努めること。など
	【施策2-2-2】 青少年健全育成活動の推進	P73 <ul style="list-style-type: none">・インターネットによる情報発信を適切に行うことができるよう、学校、家庭、関係機関の連携・協力を強化し、保護者に対する普及啓発など有害環境対策のさらなる推進が必要なこと。	P75 <ul style="list-style-type: none">○青少年健全育成活動の推進<ul style="list-style-type: none">・ネットトラブルの未然防止に向け、発達の段階を踏まえた系統的な情報モラル教育の充実を図ること。など
	【施策2-2-3】 こどもの安全確保	P77 <ul style="list-style-type: none">・生命（いのち）の安全教育は、保育現場においても重要なテーマであり、保育所等では、発達段階に合わせた内容で、遊びや生活を通して、安全な行動や嫌なことを「いや」と伝えることが重要なことを学ぶ機会を設けることが必要なこと。	P79 <ul style="list-style-type: none">○こどもの安全確保<ul style="list-style-type: none">・文科省が作成した教材や指導の手引きを活用し、各園の実情に合わせた「生命（いのち）の安全教室」を推進すること。
	【施策2-2-4】 こどもの生きる力の育成に 向けた教育環境等の整備	P81 <ul style="list-style-type: none">・インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、障がいのあるこどもと障がいのないこどもが、互いに認め合い共に生きていこうとする姿勢を育むことが求められていること。・学校や地域が互いに支え合う体制づくりを推進するため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置している学校）等において、学校と地域の連携のあり方や地域素材、外部人材を活用した取組などについて協議し、連携を図っていること。	P82 <ul style="list-style-type: none">○こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備<ul style="list-style-type: none">・一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、インクルーシブ教育の充実に努めること。・コミュニティ・スクール連絡協議会において、特色のある活動等を紹介し、各校の取組に生かすことにより、各協議会の運営の充実を図ること。
	【施策2-2-5】 家庭や地域の教育力の向上	P84 —	P84 —

基本施策	施策	現状と課題		施策の方向性
	【施策2-2-6】 いじめ問題への対応	P87	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止の対策については、各校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携を図りながら組織的な取組の充実を図る必要があること。 ・いじめの事案が発生した際は、何よりも優先して組織的に対応し、いじめが解消するまで子どもを見守り、心に寄り添った支援を行う必要があること。 ・いじめられた子どもに対し、本人の心情に配慮した支援に努めるほか、いじめた子どもに対しても、いじめの背景を踏まえた指導を行うなど、丁寧で、組織的な対応をするとともに、子どもの心のケアを図る継続的な事後指導を充実させる必要があること。 	<p>○【新規】いじめ問題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育活動全体を通じ、全てのこどもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促すとともに、授業や行事を通して、こども一人ひとりが自己有用感や充実感を感じ、学校や学級が居心地のよい場所となるような集団づくりに努めること。 ・こどもたちの中から「いじめを生まない学校づくり」の気運が高まるよう、学級活動、児童会・生徒会等におけるこども主体の取組を推進すること。 ・PTAや学校運営協議会などの機会を通し、学校のいじめ防止の取組や対応について共通理解を図るなど、学校・家庭・地域の連携による組織的な取組を推進すること。 ・学校訪問指導や教職員研修会、校長会等、あらゆる機会を通して、こどもの心に寄り添った生徒指導の充実およびいじめの未然防止や組織的かつ迅速な対応などの、いじめ防止の取組が推進されるよう周知を図ること。 など
	【施策2-2-7】 不登校のこどもへの支援	P89	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校の児童生徒数が年々増加する中、家庭や地域との連携を図りながら未然防止に向けた取組の充実を図るとともに、子どもが自らの進路を主体的にとらえ、社会的に自立できるよう、それぞれの状況に応じたきめ細かな対応が求められていること。 ・様々な悩みや不安を抱えるこどもや保護者の心情を受け止め、それぞれに寄り添った支援ができるよう、教育相談の充実を図る必要があること。 ・教育支援センター「すくうる・みらい」や校内教育支援センター等、学校内外に子どもたちが安心して過ごせる居場所や多様な学びの場を整えるほか、ICTを活用したオンライン学習や家庭学習の支援を工夫するなど、学びの継続を支える取組を充実させる必要があること。 ・スクールカウンセラーなど、専門的な知見を有する人材の活用や子育てに関わる関係機関とより一層の連携を図るほか、保護者への情報提供の充実のため、民間フリースクールと情報共有を図るなど、今後も連携していく必要があること。 など 	<p>○【新規】不登校のこどもへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校の未然防止を図るために、人間関係を築く力をはぐくむ集団づくりや、自己有用感を実感できる授業づくりを行うとともに、保護者等と連携を図りながら、こども一人ひとりの状況や発達の特性に応じた支援に努めること。 ・ICTを活用したオンライン学習や家庭学習の支援を行うなど、一人ひとりの状況に応じた学習支援に努めること。 ・不登校児童等の登校支援や、教室での学習が困難な状況にある児童の学びの場を確保するため、市立小学校の校内教育支援センターに、学習支援や生活支援、学級担任等との連絡調整等を行う支援員を配置すること。 ・学校に通うことが困難な不登校児童生徒が、自らのペースや心身の状況に応じて学ぶことができるよう、柔軟な教育課程を編成し、特色ある教育活動を実施する「学びの多様化学校」を令和9年4月に開校すること。 ・民間フリースクールと定期的に情報を共有するとともに、保護者を対象とする相談会において、各施設の活動内容等を紹介すること。 など
【基本施策2-3】 (ライフステージⅢ) 青年期の若者への支援	【施策2-3-1】 青年期の若者への支援	P91	<ul style="list-style-type: none"> ・就職を希望する高校生への地元就職の意識付けや、大学生等と市内企業とのマッチング機会の創出、給与水準の高い首都圏企業の誘致による新たな雇用の場の創出に取り組んでおり、新規学卒者の市内就職率を一層高めていく必要があること。 	<p>○若者への就職支援と自分らしく働くことができる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者や女性の市内定着を促進するため、魅力ある多種多様な企業の誘致に加え、誰もが働きやすい職場環境の整備に努めるとともに、就職におけるミスマッチの解消を図り、不本意な早期離職の抑制および定着率の向上を図ること。 ・新規学卒者等に対し、地元就職応援金を支給すること。 ・企業インターンシップを促進し、将来の就職マッチングにつなげること。 など

【基本目標3】様々な状況にあるこども・若者が健やかに成長できる支援の充実

基本施策	施策	現状と課題		施策の方向性	
【基本施策3-1】 こどもの貧困の解消に 向けた対策	【施策3-1-1】 こどもの貧困の解消に向け た対策	P97	<ul style="list-style-type: none"> ・こども食堂が徐々に増えており、こどもの食事に対する民間団体による支援が広がっていますが、生活全般の安定には至っていないのが現状であること。 ・民間団体の活動は、財源や人材の不足により、運営が安定しない場合があることから、行政との連携が必要なこと。 ・世帯に対する包括的な支援が必要であるとともに、こどもが安心安全で気軽に立ち寄ることができる、こども食堂を含む居場所づくりが必要なこと。 ・民間団体による無料の学習支援や生活困窮世帯に対する学習支援の実施とともに、こどもの学ぶ機会の選択肢を広げるため、学力向上の支援のみならず、自己肯定感が高まる体験の機会の創出が必要なこと。 	P100	<u>○生活の安定に資するための支援</u> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体が実施する「こども食堂」について安定的な運営ができるよう支援を検討すること。（再掲） <u>○教育の支援</u> <ul style="list-style-type: none"> ・意欲がありながら、経済的事情により十分な学びの機会がないこどもを対象に、学習塾などの学校外の教育サービスの活用を含む、教育機会の均等を図るためのしくみづくりを検討すること。（再掲）
【基本施策3-2】 障がい児等への支援の 充実	【施策3-2-1】 障がい児等への支援の充実	P102	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設においては、障がい児や医療的ケア児の学びと育ちを支えるため、さらなる受入体制の整備が求められていること。 ・学校においては、障がいのある、なしに関わらず、全てのこどもが安心、安全に学ぶことができるよう、関係機関が連携、役割分担をしながら、環境整備や支援の充実に努める必要があること。 ・障がいのあるこどもや発達に特性のあるこどもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進することが求められていること。 ・障がい児等が他のこどもたちと遊びや体験を通じて共に成長できる居場所として放課後児童クラブを利用できるよう、支援体制の整備を進めていく必要があること。 	P102	<u>○障がい児等への支援の充実</u> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等へ入所を希望する障がい児や医療的ケア児が、集団保育を受けることができる環境を整備し、質の高い教育・保育体制の支援および生活支援の向上を推進すること。 ・障がい児等が放課後を安全で安心して過ごすことができ、他のこどもたちとともに過ごし成長できる機会を確保するため、放課後児童クラブの利用を選択できるよう、職員体制等の整備を行い、成長支援の充実を図ること。 ・医療的ケア児支援のため、放課後児童クラブに看護師を派遣すること。 ・医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、医療的ケア看護職員を派遣すること。
【基本施策3-3】 児童虐待防止対策の充 実	【施策3-3-1】 児童虐待防止対策の充実	P105	<ul style="list-style-type: none"> ・本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども（ヤングケアラー）は、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、関係機関と連携しながら早期発見に努め、必要な支援につなげる必要があること。 	P106	<u>○児童虐待防止対策の充実</u> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や地域の関係機関等との連携強化を図りながら、ヤングケアラーの早期発見に努めるとともに、必要な支援につなげること。 ・児童福祉法等の改正で保育所等の職員による施設・事業を利用するこどもへの虐待に関する通報義務が設けられたことを受け、相談窓口を設置し、虐待の未然防止や早期発見のための体制を強化すること。

【基本目標4】子育て当事者が安心して子育てできる環境づくりの推進

基本施策	施策	現状と課題		施策の方向性	
【基本施策4-1】 子育てや教育に関する 経済的負担の軽減	【施策4-1-1】 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	P109	<ul style="list-style-type: none"> ・本市がこどもを生み育てやすい環境であることを一層実感できるよう、子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組む必要があること。 	P109	<u>○子育てや教育に関する経済的負担の軽減</u> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの医療費、保育料、給食費の完全無償化を順次実施し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ること。
【基本施策4-2】 ひとり親家庭の自立支援 の推進	【施策4-2-1】 ひとり親家庭の自立支援の推進	P111	—	P113	<u>○ひとり親家庭の自立支援の推進</u> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体が実施する「こども食堂」について安定的な運営ができるよう支援を検討すること。（再掲）
【基本施策4-3】 地域における子育て支 援の充実	【施策4-3-1】 地域における子育て支援の充実	P114	—	P115	—
【基本施策4-4】 仕事と子育ての両立支 援	【施策4-4-1】 仕事と子育ての両立支援	P117	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内において育児・家事負担が女性に集中している現状を変え、男女が相互に協力するよう共働き・共育てを推進する必要があること。 	P119	<u>○共育ての推進</u> <ul style="list-style-type: none"> ・国や県などの関係機関と連携しながら、男女が相互に協力しながら子育てをする「共育て」を推進すること。

雄和中央保育所の休所について

1 概要

雄和中央保育所は児童数の減少が続いているため、今後も児童数の増加が見込めず、集団保育や各種行事の実施が困難なため、令和8年度から休所とするもの。

(児童数の推移)

(単位：人)

年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
令和5年度	2	1	3	2	5	2	15
令和6年度	0	1	0	4	2	6	13
令和7年度	1	0	1	0	4	3	9

※令和5～6年度は各年度末時点、令和7年度は12月1日時点

2 経緯

(1) 第1回保護者等説明会

7月25日（金）に説明会を開催し、令和8年度からの休所について諮詢したが、「4歳児4人が卒園するまで休所を待ってほしい。休所は令和9年度からとしてほしい。」との意見が保護者の総意であったことから、一度意見を持ち帰り検討することとした。

(2) 第2回保護者等説明会

8月25日（月）に説明会を開催し、第1回説明会の際の総意が変わっていないことを確認した上で、令和9年度から休所することとした。

ただし、転園を検討する保護者もいたことから、10月末を目処に4歳児の転園希望者が2人以上生じた際は、休所を前提とした個別面談することとした。

(3) 現状

11月上旬、保育所長を通じて4歳児の保護者4人に最終的な意思を確認し、2人から明確な転園の意思が確認されたことから、他の保護者へ状況を説明したところ、全ての保護者から休所の了承が得られた。

3 今後の対応

- (1) 令和8年度在籍予定であった6人の転園について、希望に沿って対応する。
- (2) 川添保育所を希望する児童の通園バスによる送迎、在園児童との交流等については、保護者の希望に配慮した上で対応する。
- (3) 施設の廃止については、令和10年度の雄和地域公立保育所の統合施設開所時に合わせて行う。

【参考】雄和中央保育所の概要

- (1) 所在地 雄和種沢字戸草沢105番地
- (2) 建物 昭和61年度建築（築38年）、鉄骨造平屋建
- (3) 職員数
正職員8人（保育士7人、庁務員1人）
会計年度任用職員7人（保育士1人、保育補助3人、調理員2人、運転士1人）